

ソフトウェア利用許諾契約書

本契約は、お客様（個人又は法人のいずれかであるかを問いません）と、株式会社 NTT ドコモ（以下「弊社」といいます）との間で締結される契約（以下、「本契約」といいます）です。本契約の各条項をお読みいただき、ご同意いただいた場合のみ、本ソフトウェアをご利用いただくことができますものとします。

第1条 本ソフトウェアの概要

1. 「本ソフトウェア」とは、対象製品（弊社指定の端末を指し、以下同じとします）において、弊社が提供するイマドコサーチのブザー検索機能に関連し、ワンタッチブザーを鳴らした際に対象製品の位置情報を弊社に送信することを可能とすることを目的として、対象製品に搭載されている、弊社が提供する「ドコモ位置情報（ブザー）アプリ」プログラム及び付属文書一式をいいます。
2. 本ソフトウェアの利用を開始すると、対象製品において、ワンタッチブザーを鳴らした際に、対象製品の位置情報を検索するための要求信号が弊社に送信され、弊社が別途定める位置情報アプリの利用許諾条件及びイマドコサービス提供条件にしたがって、第三者に対象製品の位置情報が通知されます。

第2条 著作権

本ソフトウェアに係る知的財産権は、弊社および第三者に帰属します。弊社は、本ソフトウェアをお客様に提供し、利用を許諾する権利を有しています。本契約によるお客様への本ソフトウェアの利用許諾は、お客様に対する何らの権利移転等を意味するものではありません。

第3条 利用許諾

弊社は、お客様に対して、日本国内において、第1条に定める目的のため、本ソフトウェアを本契約に従いお客様の対象製品上においてのみ利用することのできる、非独占的かつ譲渡不能の権利を許諾します。

第4条 契約の成立、効力及び終了等

1. お客様が、利用開始ボタンを押下し、本ソフトウェア製品の利用を開始した時点をもって、本契約は成立し、効力を生じるものとします。
2. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、弊社ホームページに掲載し、又はその他これと同等の方法によりお客様に対し周知することにより、本規約の内容を変更す

ることができるものとし、変更日以降は変更後の本規約が適用されるものとします。

(1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

3. 弊社は、弊社の都合により本契約を終了させることができるものとし、この場合、弊社は、本契約の終了の旨を、弊社ホームページに掲載し、又はその他これと同等の方法により、お客様に対し周知するものとし、当該いずれかの方法による周知の開始のときをもって本契約が終了するものとします。
4. お客様が、本契約の条項のいずれかに違反した場合、弊社は本契約を解除し、本契約を終了させることができるものとします。
5. お客様は、本契約の終了に起因して弊社に対し損害賠償、補償金、その他の支払いを求めることはできません。
6. 本契約が終了した場合には、お客様は本ソフトウェアを利用することはできません。
7. 本契約第4条第5項及び第6項、第5条乃至第7条並びに第9条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第5条 遵守事項

1. お客様は、第1条に規定した目的以外に本ソフトウェアを利用してはならず、また、本ソフトウェアの一部のみを利用してはならないものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアを改変し、又はリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します）、逆コンパイル、逆アセンブルすることはできません。
3. お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写することはできません。
4. お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部を、有償、無償を問わず第三者に販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、利用許諾、その他の処分をすることはできません。
5. お客様は、本ソフトウェアの使用にあたり、著作権等の知的財産権その他第三者の権利を侵害しないよう配慮するものとし、お客様による本ソフトウェアの使用により第三者との間で当該第三者の権利を侵害した又は侵害するおそれがあるとして紛争等が生じた場合は、お客様自身の責任においてこれを解決するものとします。
6. お客様は本ソフトウェアを個人的かつ非商業的な利用に限り使用することができるものとし、営利目的のために使用することはできません。

第6条 責任制限

1. 弊社は、本ソフトウェアに本契約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます）が発見された場合で、当該契約不適合の修補が必要であると認めたときは、

別に定める方法により、お客様に対し契約不適合のある旨を通知するとともに、本契約に定める内容に適合する本ソフトウェアを提供するか当該ソフトウェアの契約不適合を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではなく、また本ソフトウェアの契約不適合に起因してお客様が被った直接的又は間接的損害（通信機器、ソフトウェア等の破損を含む）および第三者が被った損害については責任を負いません。

2. 弊社は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権およびその他の権利を侵害していないことを保証せず、お客様その他の第三者が本ソフトウェアに関連して直接的または間接的に被った損害について責任を負いません。
3. 3.本ソフトウェアに関してお客様が被った損害が弊社の故意又は重大な過失に起因する場合、本規約において弊社を免責し、又は責任を制限する規定は適用しません。

第7条 損害賠償・解除

1. 弊社は、お客様が本契約の条項に違反した場合には、本契約を解除するとともに、これにより弊社が被った損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。
2. 前項により本契約が解除された場合には、お客様は本ソフトウェアの使用を直ちに中止するものとします。

第8条 反社会的勢力の排除

1. お客様は、次の各号のいずれか一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、補償するものとします。
 - (1)自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること
 - (2)お客様が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること
 - (3)お客様が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4)自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (5)暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていることと認められる関係を有すること
 - (6)お客様が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に対して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、弊社の信用を毀損し、又は弊社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第9条 その他

1. お客様は本ソフトウェアを国外に持ち出す場合には、日本の輸出入関連法規類を遵守するものとします。お客様は、本項の規定に違反した行為により生じる問題について、お客様自身の責任でこれを解決するものとします。
2. お客様は、本契約上の地位の全部又は一部を第三者に移転することはできません。
3. 弊社は、本ソフトウェアの仕様及び本ソフトウェアで提供する機能の内容を必要に応じ、お客様への予告なく変更し、それらの提供を停止し又は中止する場合があります。アップデート可能な通知があった際は、本ソフトウェアのアップデートを実施の上、ご利用ください。
4. 本契約は、日本国の法令を準拠法とします。また本契約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所又はお客様の住所地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。
5. 無線 LAN 機能を利用中にワンタッチブザーを鳴らした場合、位置情報を探索するための要求信号を送信する際にドコモの Xi/FOMA 回線を利用します。また、当該信号を送信した後は無線 LAN に再接続されますが、何らかの事情により無線 LAN に再接続できず、ドコモの Xi/FOMA 回線により接続された状態のままとなる場合があります。ドコモの Xi/FOMA 回線により接続されている間にパケット通信が発生した場合は、その通信に伴うパケット通信料がかかります。

以上